

29 川健障計第 1073 号
平成 29 年 12 月 21 日

川崎市内指定障害児通所支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害計画課担当課長

児童発達支援管理責任者における研修修了の猶予期間について

日頃から、本市障害保健福祉施策へ御尽力いただきありがとうございます。

さて、児童発達支援管理責任者の資格要件につきましては、新規に開設した指定障害児通所支援事業所では、事業開始から 1 年間は猶予期間として、研修未受講であっても実務経験者である者を、児童発達支援管理責任者とみなして配置することが認められております。

この 1 年間の猶予期間中に研修を修了しない場合、猶予期間の終了に伴い、児童発達支援管理責任者のみなし配置が終了し児童発達支援管理責任者は不在となり、通所支援給付費減算の対象となります。

このことについては、本市実施の集団指導においても既に説明しているところですが、猶予期間中に研修を修了していなかったり、研修が修了していないにも関わらず児童発達支援管理責任者が不在となる旨の届出をせずに、算定要件を満たさない加算を算定し続けたり、各種減算の算定をしていない等の事例を複数件確認しております。

児童発達支援管理責任者の猶予期間は、指定申請時に提出される研修受講誓約書をもって上記のとおり認めているものですので、研修の受講時期等は、事業所の責任により適切に管理される必要があります。各事業所におきましては、現在配置されている児童発達支援管理責任者の研修の受講状況等を改めて御確認いただき、児童発達支援管理責任者の不在期間が発生しないよう、適切に御対応ください。

障害計画課事業者指定担当
F A X : 044 (200) 3932